

会長	局長	参事	主事補	係

令和元年度 〔天城町農業委員会〕 3月定例総会議事録

署名委員 貞岡 孝治

署名委員 貞山 博一

天城町農業委員会 3月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2年 3月 13日 (金) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館ソテツ

3 出席委員 19名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	朝木 学
3	松原上区	麓 福太郎	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	久田 安枝	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬瀆	木村 憲一郎
6	岡前	岡本 哲二	16	瀬瀆	田原 廣秀
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	榮 徳男	18	西阿木名	仲 公男
9	天城	貞岡 孝治	19	三京	若山 秀也
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 なし

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主事補	政 一誠

6 参加者 2名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	事務局	高野 秀作	2	農政課	義久 武志

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第1号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第2号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第3号 農業振興地域整備計画の変更許可申請について
- ・議案第4号 農用地利用配分計画（利用権設定）の決定について

(3) 報告事項等

議長
(木村会長)

ただいまの出席委員は19人です。
よって、本定例総会は成立いたしました。
これから令和2年3月天城町農業委員会定例総会を開会します。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、貞岡委員と貞山委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題とします。
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。
これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
日程第3、議案第1号農地法第3条許可申請についてを議題とします。
事務局へ議案第1号、申請番号1から7の朗読および説明を求めます。

政主事補 (事務局の朗読および説明。)

議長

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
まず、順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。
申請番号1について担当委員の調査報告を求めます。
平野委員。

平野委員

申請番号1に関して説明します。
譲受人と譲渡人の縁故はありません。2月24日に調査しました。
場所は、鮎田が堆肥センターから山手に行った右下の畑になります。兼久が、Uさん宅の東側です。
畑総の事業区域外の農地ですが、農業振興地域農用地区域内農地です。
申請地は長年、譲受人がサトウキビを植えています。譲渡人も島へ帰らないとのことで売買です。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号1について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号1については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号2について担当委員の調査報告を求めます。

里村委員。

里村委員

申請番号2に関して説明します。
譲受人と譲渡人の縁故はありません。
場所は南西糖業から兼久方面へ200メートルくらい行ったところを左へ30メートル行った左側です。今月10日に本人から話を伺いました。
畑総された農地です。現在、譲受人がサトウキビを植えています。
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号2について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号2については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号3について、担当委員の調査報告を求めます。
榮委員。

榮委員

申請番号3に関して説明します。
譲受人と譲渡人は親戚です。譲受人の持つ農地所有適格法人での農地取得です。3月3日、調査確認をしました。
場所は、天城の点滅信号から海側へ200メートル程行ったところにあります。畑総された農地で、3筆ですが1枚畑になっています。
現在、牧草が植えられています。譲受人が、今後、サトウキビを植える予定で、深耕してあります。
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号3について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号3については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号4について担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員

申請番号4に関して説明します。
譲受人と譲渡人は親戚です。3月4日に調査確認をしました。
場所は、松原第二港橋からクロスカントリーへ行く道を200メートルほど行ったところを海側に入ったところでは、
この畑はかつて譲受人の農地でしたが、譲渡人が購入し耕作している農地です。
農地を買い戻したいと売買に至りました。
現在、牧草が植えられています。

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、議案第1号申請番号4について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第1号申請番号4については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号5について担当委員の調査報告を求めます。

中島委員。

中島委員

申請番号5に関して説明します。

譲受人は譲渡人の甥です。3月4日に調査確認しました。

場所は、城自動車から轟木線に抜ける道を行き、その途中を左に行くと松上の区長宅があります。その東側になります。

先ほど、説明していませんでしたが、譲受人の息子がUターンし、同居していますが、息子と一緒に農業をしたいとのことでした。

現在、牧草が植えられています。

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、議案第1号申請番号5について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第1号申請番号5については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号6ですが、審議前ですが、榮委員の退出を求めます。

(榮委員、退出)

それでは、申請番号6について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員。

勝尾委員

申請番号6に関して説明します。

譲受人と譲渡人はいここです。3月5日に調査確認しました。

場所は、譲受人の実家から山手にまっすぐ行ったところに前塔の4筆が隣接してあります。バレイショが植えてあります。738番については、地目が宅地ですが、現況が畑ということで、湾屋川は給食センターを川沿いに500メートルくらい行ったところにあります。譲受人が長年、サトウキビを植えています。地籍調査で確定している農地です。

皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号6について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号6については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
榮委員の入場を認めます。

(榮委員入場)

次に、申請番号7について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員。

勝尾委員

申請番号7に関して説明します。
譲受人と譲渡人は親戚です。3月5日に調査確認しました。
場所は、天城の点滅信号から海側へ行く農道がありますが、2つ目の十字路を曲がった2番目の畑で3筆ですが一枚畑になっている土地改良された農地です。
長年、譲受人が小作でサトウキビを植えています。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第1号申請番号7について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第1号申請番号7については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4、議案第2号農地法第4条許可申請についてを議題とします。
事務局へ議案第2号、申請番号1の朗読および説明を求めます。

政主事補

(事務局の朗読および説明。)

議 長

それでは、議案第2号申請番号1について、担当委員の調査報告を求めます。貞岡委員、貞山委員。

貞山委員

場所は、天城公民館の隣となります。
元々、飼料畑でしたが、数年前に、隣接の畦畔が崩れ、土を入れ、整地しております。今回、町道とのアクセスもいいため、申請人は自身が経営する会社の車両置場として利用するため駐車場に転用したいと申請しました。
東側に側溝があるため、ブロックを積み、擁壁を建てるということです。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

里村委員。

里村委員	駐車場として、転用申請が出ていますが、地目はどうなりますか。
議 長	おそらく、雑種地になると思います。 法務局の調査により、決定されると思います。
里村委員	雑種地に家を建てることは可能ですか。
事務局長	雑種地に家を建てることは可能ですが、地目変更が必要になると思います。
議 長	貞岡委員、補足を。
貞岡委員	申請地の東には、集落民の排水を流す側溝があるため、塀を積むなどの措置をしっかりと講ずるようにと話してあります。
議 長	他に質問はありませんか。 田原委員。
田原委員	集落の側溝を埋めた場合の措置についてどのようになっていますか。
事務局	農地法第4条許可申請書を提出する際、添付書類の中に、被害防除に関する誓約書を添えるようになっております。 その中で、隣接土地所有者の方から苦情があった際には、申請人が速やかに対処するという誓約があり、署名・捺印をいただいております。 委員の皆さんに、資料を回覧します。 (回覧後)
田原委員	問題が起きた場合は、苦情等を読み替えてもよろしいのですか。
事務局	問題が起こったときに、自己責任において、対処することを誓約しているため、読み替えてもいいとは思いますが。
議 長	他に質疑ございませんか。 これで質疑を終わります。 これから議案第2号申請番号1について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり。) 挙手多数。 よって、議案第2号申請番号1については、審議の結果、これを認めることに決定しました。 日程第4、議案第3号農業振興地域整備計画の変更許可申請についてを議題とします。事務局へ議案第3号、申請番号1の朗読および説明を求めます。
政主事補	(事務局の朗読および説明。)
議 長	詳しくは農政課の担当が見えていますので、お願いします。
農政課 (義久係長)	申請地は、瀬滝の集落内で、畑総の地区外です。本人と他の候補地はないかと相談したのですが、「ない。」との回答でした。現在の申請地になりました。農政課としては、農業振興地域の除外に関しては、問題ないと考えております。
議 長	本案に関する担当委員の調査報告を求めます。 田原委員。

田原委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更許可申請」について、調査報告国します。2月10日、本人の自宅で申請書について確認をしました。同日、申請地について申請人と確認しました。申請地は瀬滝集落内にあり、申請者は集落在住者であります。周辺には住宅地が多数あり、第2種農地と考えます。道路が幅4メートル。側溝が申請地の両側を東西に通っており、環境的には適した状態で問題ないと思います。作物は何も植えられていない状態で、一般住宅を建てる基準を満たしております。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 里村委員

里村委員 地目変更の面積は500㎡ですか。

議 長 そうです。500㎡で分筆予定です。
私から、少子化とかありますけど、どこの集落も高齢化が進み、子どもたちがいない時代です。こうして地元で家を建てることは大いにいいことですのでよろしくお願いします。あとは、田原委員の説明のとおりです。

それでは、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第3号申請番号1農業振興地域整備計画の変更許可申請について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第3号申請番号1農業振興地域整備計画の変更許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
この議案は、許可意見として町に答申いたします。

日程第5 議案第4号申請番号1農用地利用配分計画(利用権設定)の決定についてを議題とします。 仲委員、退席願います。

(仲委員、退席)

事務局 農業経営基盤強化法による事業であることを説明。農政課義久係長に説明を依頼。

農政課 義久係長 今回は、西阿木名地区を上げております。地権者6件、耕作者が14件で、筆数が44筆、集積面積が2,354aで、農業委員会に依頼いたしました。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。
田原委員。

田原委員 枚数が多くてもいいので議案の文字を大きくできませんか。文字が小さくて読みにくいので、技術的に可能ですか。

農政課 義久係長 可能です。

議 長 他に質疑ありませんか。
これで質疑を終わります。

これから、議案第4号申請番号1農用地利用配分計画（利用権設定）の決定について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

挙手多数。

よって、議案第4号申請番号1農用地利用配分計画（利用権設定）の決定については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として、町に答申いたします。

仲委員の入場を許可します。

（仲委員入室）

10分ほど、休憩します。

（休 憩）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 諸報告を行います。2月に審議しました農地法第4条許可申請申請番号1について、お手元に配布してあります取り下げ書が出されましたのこれを受理し、承認しましたので承知願います。諸報告については、お手元に配布してありますのでお目通し願います。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

その他事務局から連絡事項等ありませんか。

事務局

① 相続の届出について

② 農業委員の募集について

③ 1・5・一絵活動について

④ 農地中間管理事業について 提供映像視聴

以上、4点を報告した。

他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本定例総会に付された案件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年3月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 15時5分

令和2年3月 日、天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 木村 憲一郎 印

署名委員 貞岡 孝治 印

署名委員 貞山 博一 印